

- ※4 変更後の金額の根拠となる資料を添付すること。
- ※5 ①（千円未満切捨て）と50万円のいずれか低い額
- ※6 再生可能エネルギーを除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率が「35%以上」の場合は、一戸当たり50万円を加算する。
- ※7 国及び県の補助金の合計が補助対象経費を超えないこととする。

3 書類提出上の注意（確認後、該当する□に「✓」を記載）

項目	内容
加算額の有無	□一次エネルギー消費量削減率（再エネ除く）が35%以上の場合に、一戸当たり50万円を加算しているか。
チェック漏れの有無	□該当する項目全てに「✓」を記載しているか、今一度ご確認ください。